

Q & A

電子入国申告書はいつから提出できますか？

韓国到着日の3日前から(韓国標準時基準)申告が可能です。ただし、電子入国申告書を提出してから72時間以内に入国しない場合、その申告書は無効となるため、再度提出が必要です。

電子入国申告書の提出対象者は誰ですか？

原則として、韓国に入国するすべての外国人は入国申告書(電子入国申告書)を提出する必要があります。

ただし、以下の対象者は提出が免除されます：

- 韓国で外国人登録を済ませた外国人(永住権保持者や韓国内居所申告者を含む)
- 有効な電子旅行許可(K-ETA)を所持している外国人
- 航空機の乗務員など

※ 詳細は電子入国申告のホームページでご確認ください。

14歳未満の子供はどのように申告すればよいですか？

14歳未満の子供は、必ず家族などの代理人が申告を代行してください。

代理人による申告は可能ですか？

本人の希望があれば、他の人が代理で申告することができます。この場合、申告内容は本人が申告したものとみなされ、内容に不備や誤りがあった場合でも、本人の責任となります。

パスポート写真はどのようにアップロードしますか？

パスポートの顔写真および個人情報が記載されたページを撮影し、そのファイルをアップロードしてください。アップロードが難しい場合は、個人情報を直接入力することも可能です。

申告手数料はありますか？

申告手数料はかかりません。

申告書提出後に承認を受ける必要がありますか？

提出された申告書は、申告した内容がそのまま反映されます。申告内容について特別な承認を受ける必要はありません。

複数人の申告をまとめて行うことはできますか？

1人が申告者を追加する形式で、最大9人までまとめて申告することができます。

10人以上の申告をまとめて行う場合は、ホームページ(パソコン)の団体電子入国申告機能をご利用ください。

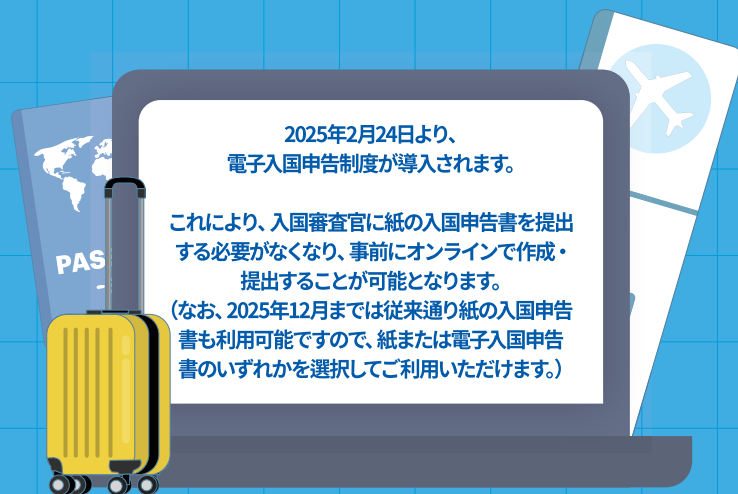
入国時に申告書をプリントして所持する必要がありますか？

申告書のPDFファイルなどを所持していなくても、問題なく入国審査を受けることができます。

www.e-arrivalcard.go.kr



大韓民国 電子入国申告書 (e-Arrival card) ご利用方法の ご案内



2025年2月24日より、
電子入国申告制度が導入されます。

これにより、入国審査官に紙の入国申告書を提出する必要がなくなり、事前にオンラインで作成・提出することが可能となります。

(なお、2025年12月までは従来通り紙の入国申告書も利用可能ですので、紙または電子入国申告書のいずれかを選択してご利用いただけます。)



Ministry of Justice
Republic of Korea



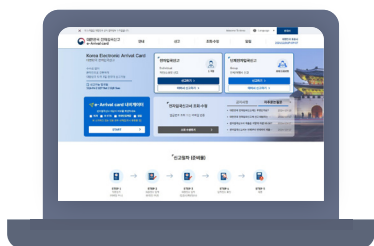
電子入国申告 ホームページへのアクセス方法

以下の3つの方法のうち、いずれかを選択してください。

方法

1

パソコンからwww.e-arrivalcard.go.kr
にアクセスする。



方法

2

スマートフォンからwww.e-arrivalcard.go.kr
にアクセスする。



方法

3

QRコードを利用してアクセスする。▶



電子入国申告の 手続き

事前に準備
するもの

パスポート、航空便(または船便)の便名、滞在先住所(宿泊先)、メールアドレスを事前に確認し、準備してください。

STEP

1

規約への同意

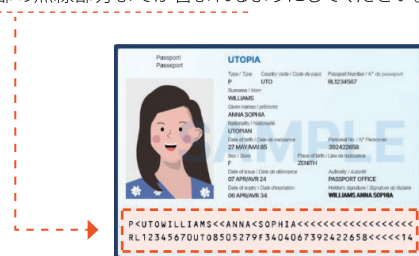
申告者は、電子入国申告ホームページで個人情報の収集および利用規約の内容を確認し、同意欄にチェックしてください。
14歳未満の場合は、必ず家族などの代理人が申告を行い、規約への同意も代理人が行ってください。

STEP

2

パスポートの個人情報ページの写真をアップロード

以下の手順でパスポートの写真をアップロードしてください。写真には必ず下部の点線部分までが含まれるようにしてください。



アップロードが完了すると、申告者の個人情報が自動で入力されます。(OCR機能を使用)

STEP

3

旅行情報の入力

入国情報(入国日、航空便名など)、出国情報(出国予定日、航空便名など)、入国目的、滞在先住所および連絡先を入力してください。

STEP

4

申告書の提出

入力がすべて完了したら、「提出」ボタンをクリックして申告を完了してください。(手数料は不要で、申告に対する承認を受ける必要はありません。)

提出した申告書は、ホームページからPDFファイルとしてダウンロードするか、スクリーンショットを保存することができます。

申告書提出後に情報が変更された場合は、入国審査前までにホームページで確認および修正が可能です。

STEP

5

入国

韓国に到着して入国審査を受ける際、事前に申告した電子入国申告書のファイルを所持していなくても、問題なく入国審査を受けることができます。